

「食と農林水産業の地域ブランド協議会」規約

(名称)

第1条本会は、食と農林水産業の地域ブランド協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条協議会は、農林水産物・地域食品の地域ブランド化に取り組む主体や地域ブランド化を支援する者が広く参集し、情報提供・交換等を行い、それぞれの連携を促進することによって個々の取組をさらに進展させるとともに、全国的に地域ブランドの取組を広めることを目的とする。

(活動)

第3条協議会は、次の活動を行う。

- (1) 真に力のある地域ブランドを確立するための情報・ノウハウの提供・交換
- (2) 先進的な地域ブランド化の取組の紹介
- (3) その他地域ブランド化の取組を推進するために必要な活動

(会員)

第4条会員は、協議会の設立趣旨に賛同する、地域ブランド化に取り組む主体並びに地域ブランド化を支援する個人及び法人、関係団体、地方公共団体等により構成する。

2 会員は、第1項の者の申し出又は現会員の推薦に基づき、総会又は幹事会の承認を経て追加できるものとする。幹事会の承認により会員が追加された場合にあつては、その幹事会の開催の日の直後に開催される総会で報告を行うものとする。

(役員)

第5条協議会に、会長を置く。

- 2 前項の役員は、会員の中から総会で選任する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

(幹事会)

第6条協議会の業務を円滑に行うため、協議会の下に、幹事会を置く。

2 幹事会は、会員の中から会長が推薦した者をもって組織し、幹事長及び幹事により構成する。

(事務局)

第7条事務局は、農林水産省生産局知的財産課及び株式会社日本総合研究所に置く。

(その他)

第8条本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は幹事会が定める。

附則

この規約は、平成19年11月21日から施行する。

附則

この規約は、第7条の変更について平成20年8月1日から施行する。